



ペット防災・ペット同行同伴避難について ～「飼い主とペットの健康と安全の保持」を標準化しよう～



令和5年9月1日（金）

10:00～12:00 ペット防災ワークショップ

13:00～15:00 ペット同伴避難関連訓練

主催：秋田情報ビジネス専門学校

一般社団法人 日本防災教育訓練センター

一般社団法人 日本国際動物救命救急協会

代表理事：サニー カミヤ

自己紹介

- 本名：サニー カミヤ 米国籍 61歳
- 元福岡市消防局消防吏員、レスキュー、救急隊員
- 元国際緊急援助隊隊員、ニューヨーク州救急隊員
- 教戒師（牧師）
- 国際消防情報協会調査員、34カ国の消防事情調査
- 一般社団法人日本防災教育訓練センター 代表理事
- 防衛省、外務省（消防防災・危機管理教育専門家）
- 危機管理コンサルタント、防災アドバイザーなど
- ラオス国国防省陸軍工兵部隊救助救急指導官
- 近代消防、リスク対策.com連載中
- FaceBook: サニー カミヤ

話して知る・伝えて救う・備えて守る

①話して知る

「ペット同伴避難について、話して・知って・気づいたことを共有する」

②伝えて救う

「災害発生時、自分とペットの命を守ることを伝えて・教えて・救うことを学ぶ」

③備えて守る

「ペット同伴避難生活に必要なものや生活支援情報等、書き出して・備えて・継続的に健康と安全を守ることをきちんと計画し実践する」

●内容と目的：

- ・ 自然災害への備えやペット防災対策について、自分で考えて、書き出した内容を話し合っ、気づいたことを周囲の仲間と共有したり、飼い主に伝えて、発災時に生命・身体・心を具体的に救うことにつなげたり、できる範囲で備えて、ペットとの避難生活を守ることを計画して実践できる飼い主、ペット事業者になる。
- ・ 各種自然災害（地震・水害・噴火等）発生時におけるリスクの洗い出しによって「生命・身体・財産・生活・自由」を具体的&継続的に守りながら、生活を再開するまでの防災計画作成に必要な実践的ワークショップ。

いつも一緒にいるために

大規模地震を始めとした、今後起こりうる自然災害に備えるには、**ダイバーシティ（多様性）型避難所の充実が最も重要な備えの一つである。**

避難所生活に必要な備えは、行政機関によるもののみならず、個人個人のさまざまな実情に合わせた備えが必要である。

また、昨今の避難所における問題のうち、**ペットとの同行避難が挙げられる。**

ペットとの同行避難について学び、**ペットの存在を理由に避難をしない、ペットを避難させず、喪失感から生きる気力を失うなどの問題を解決する。**

ペットと一緒に避難するために、**災害に対する普段からの備えについて学ぶ。**

ペットを飼育していない人も、**ペット同行避難者への理解を深め、避難所におけるペット問題を共に考えあう機会とするとともに、住民の防災意識の向上を図る。**

■ ↓ペット同行避難の受入れ（環境省）

https://petsaver.jp/PDF/dohanhinan_manual.pdf



すべての命の健康と安全を守る対応と工夫が必要

ペットの数が15歳未満の子供の数よりも多くなった今の時代、ペットの存在は被災者の精神的安定を保つためにも非常に重要。

東日本大震災ではペットを連れて避難できなかった方々が負った心の傷が長く続いたという記録もあり、逆にペットと同行避難された方は、発災当初こそペット連れによるストレスが強かったものの、その後の回復が、ペットを飼養しない方よりも早く、ペットの存在が励みになったという事例もある。

もちろん動物が苦手な方や重度のアレルギーの方への配慮は必要であるため、避難所では動線や避難スペースが近すぎないようにする等、避難所毎にひとくくり的な対応ではなく、可能な限り、すべての命の健康と安全を守る対応と工夫が必要。

在宅避難できることが飼い主もペットにも一番！

同行避難できない場合に生じる課題

- ・ 避難を拒み危険な場所に残る（戻る）飼育者
- ・ 二次被害のリスクを負いながらの危険地域での救助活動
- ・ 被災地に残され群れた犬による咬傷事故や不安
- ・ 狂犬病予防法に基づく犬の管理
- ・ 餌を求め無人の住居内に入り込んだ動物による家財の破損・汚損
- ・ 排泄物・遺体などによる公衆衛生環境への影響
- ・ 被災動物救護活動としての給餌活動による猫の繁殖と増加
- ・ 野生動物との接触や捕食等、自然環境への影響

（出典）環境省

計画策定の背景

- 平成28年に第2次計画を策定し、「犬猫の殺処分ゼロ」等を目指した施策（動物愛護センターの開設等）に取り組んできたが、目標の達成には更なる取組の推進が必要である。
- 動物愛護管理法の改正や国の新たな基本指針のほか、本県の課題等を踏まえた第3次計画を策定する。

計画の位置付けと期間

- 根拠法令：動物愛護管理法第6条第1項
- 位置付け：基本理念に基づき、県が実施する動物愛護施策の方向性を示す
- 計画期間：令和3年10月～13年3月

主な課題

- 殺処分頭数減少へ向けた更なる取組の推進
- 猫の収容頭数の増加への対応
- 猫に関する苦情件数の増加への対応
- 動物愛護センターを拠点とした情報発信の強化

< 基本理念 > 人と動物が調和しつつ共生する社会の形成

基本目標及び重点的に推進する施策の方向

基本目標 1 動物の生命を尊び慈しむ心を養う	基本目標 2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ	基本目標 3 人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する
<p>施策1 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物愛護思想の普及啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護フェスティバルの開催 ・ ポータルサイトによる情報発信 ○ 「命を大切にすることを育む教室」の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラムの充実 ・ 動物愛護センターでの定期開催 <p>施策2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ しつけ方教室等を通じた啓発 ○ 犬猫の殺処分数の減少 ○ 負傷動物への治療体制の構築 ○ 獣医師による虐待の通報の義務化の周知徹底 ○ 譲渡の推進 ○ 捕獲犬等の情報提供及び抑留施設及び設備の充実 	<p>施策3 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺の生活環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等と連携した多頭飼育問題対策の実施 ○ 飼い主のいない猫への対応 <p>施策4 所有明示(個体識別)措置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 迷子札やマイクロチップ装着の啓発 <p>施策5 動物取扱業の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種動物取扱業登録等の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的、効率的な監視計画の作成と指導強化 <p>施策6 実験動物の適正な取扱いの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実験動物飼養施設管理者の実態把握 <p>施策7 産業動物における管理の適正化の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 畜産部局を通じて動物福祉の指導を実施 <p>施策8 災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の収容・保護器材等の備蓄 ○ 市町村の指定避難所のペット同行避難者受入体制整備 	<p>施策9 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物愛護推進員の委嘱 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護推進員の育成と協働 ○ ボランティアの育成、支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護ボランティア制度の拡充 <p>施策10 動物愛護センターを拠点とした交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催 ○ 動物による介在活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護団体による介在活動の紹介 ○ 動物愛護センターを拠点とした動物愛護に関する総合的な取り組みの推進
<p>数値目標 (R12) : 犬猫の殺処分数 0 頭</p>	<p>数値目標 (R12) : 犬猫の苦情件数 270 件(半減)</p>	<p>数値目標 (R12) : ふれあい事業等参加人数 6万人(1.2倍)</p>

市町村、関係団体、動物愛護推進員、県民ボランティア等と連携して取組を推進

地方公共団体が取り組むべきペット同伴避難について

最近の災害対応の教訓を踏まえて、令和2年5月29日に「防災基本計画」が修正された。動物愛護管理の面からは今回、特に市町村が行う努力義務として、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めることに加え、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めることが追加された。

これは昨年の水害で、ペットと同行避難した人が指定避難所に入れない事態や、避難所にはペットとの同行避難ができないと考えた方が、危険を顧みずに避難しなかったことなどが背景となっている。

災害発生時には、飼い主が自身の安全を確保し、ペットとともに避難行動をとる同行避難が基本となる。避難所運営に当たる者はこのことを予め認識しておくとともに、平常時からその受入体制を整えておく必要がある。

また、自治体はハザードマップを住民に提示して居住地域の危険度を示すこと、ペットを連れた避難訓練を行って、実際の避難行動をシミュレーションすること、平常時からのペットのしつけや避難用品の準備の重要性を啓発すること等により、ペットの飼い主の「自助」の自覚を喚起すること。

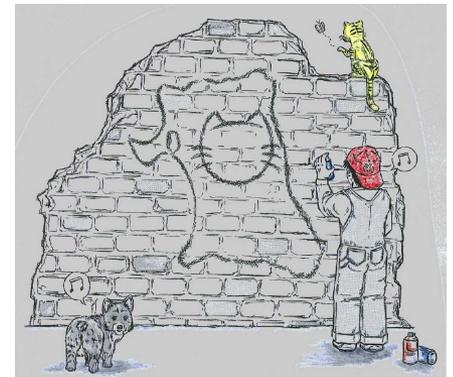
秋田県の動物愛護の取り組み

秋田県は、平成9年に「秋田県動物の愛護 及び管理に関する条例」を制定し、県民の動物愛護に対する意識の向上を図るとともに、平成20年には「人と動物が調和しつつ共生する社会」の実現に向けて、「秋田県動物愛護管理推進計画(第1次計画。平成20年度~29年度)」を策定。令和3年10月に「第3次動物愛護管理推進計画」が策定され、動物愛護思想の啓発、犬猫の終生飼養の指導、保護された犬猫の譲渡推進などに取り組んでいる。

「動物にやさしい秋田」を実現する拠点として、平成31年度に約8億円をかけて、秋田空港近くの県立中央公園に「秋田県動物愛護センター」を建設し、行政や動物愛護団体、ボランティア、獣医師会などの多様な主体による動物愛護の総合的な取り組みを推進していく計画としている。

秋田県（中核市の秋田市を含む。以下同じ。）の令和元年度における犬の登録頭数は38,151頭で、全県の世帯調査数から算出すると約10世帯に1頭の割合で犬が飼われていると推定される。猫の飼養頭数は不明。

■ ↓ 令和2年度第2回秋田県動物愛護推進協議会について
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/27198>



秋田県の動物愛護の取組み

動物救護活動の具体的マニュアルの策定と、被災を想定した訓練を行うことや、各種動物の飼養者に対し、鑑札や注射済票、迷子札、マイクロチップを装着するなどの啓発を実施していく必要があります。

また、災害時は飼い主責任を基本とした同行避難や避難時の動物の飼養管理など、地域の実情や災害の状況に応じた対策がとれるよう体制の整備を図ることが求められます。さらに、災害時には特定動物の逸走による周辺住民への危害防止など危機管理対策を講じる必要があります。

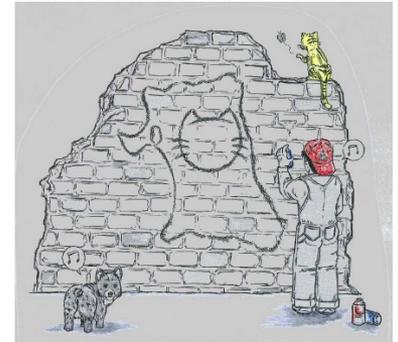
普段から、飼養登録、ワクチン接種、マイクロチップ装着時等に動物の飼養者に対して、はちすけとあきにゃんの迷子札を作って、配布し、災害時には同行避難者にも迷子札の着用を促すのはどうか？

●迷子札の情報欄：

犬猫の名前、写真、飼っている住所、誕生日、犬猫種、迷子になって保護された場合の連絡先やマイクロチップ番号、飼主の氏名、掛かりつけ病院、健康上の注意、好きな食べ物、性格など、情報検索のための個犬猫別のWebページやSNS情報などが記載できる。できれば、マイクロチップリーダーのスマホアプリを作って、個体情報を瞬時に把握できるシステムが開発されるべきだと思う。

第3次秋田県動物愛護管理推進計画

— 人と動物が調和しつづつ共生する社会の形成 —



秋 田 県

ペット同行避難者数の目安

秋田市では、約10万世帯が犬や猫を飼養しており、大規模災害発生時には区内92カ所の各避難所に54世帯ずつ、ペット同伴避難する可能性もある。

https://www.akitakeizai.or.jp/journal/data/20180901_topics.pdf

人口30万人、世帯数約3万世帯で計算すると日本全国平均の飼育率 犬12%、平均飼育頭数1.23%として、秋田市の犬の飼育世帯数3万6000世帯、猫9.7%、1.23%として、秋田市の猫の飼育世帯数は2万9100世帯。

計6万5千世帯が秋田市内でペットを飼育している世帯想定数になる。秋田市内には約120の指定避難所があるが、中学校や高校、各種動物専門学校等を指定ペット同伴避難所にするアイデアもある。

そのうち、在宅避難できなくなる可能性があり、避難の選択が近くて安全な小学校に避難することが予測される世帯数は計算が難しいが、仮に5%がペット同伴避難するとして、3250世帯。3250世帯を120の避難所で割ると各避難所に約27世帯のペット同伴避難者が訪れる可能性があると考えることができる。

もちろん、27世帯のペット同伴避難者が必ず避難所に来るわけではないと思うが、その中には、2頭以上飼っていたり、犬猫、小動物なども飼っていたりするため、ひとくくりに考えて、ペットの避難についてのパンフレットを作成することなく、地域の飼養実態に応じた分散避難や避難所における避難環境の最低限の仕組み等を車中避難、テント避難など、事情に応じて具体的に考える必要がある。

新型コロナ感染拡大の観点から、各避難所では、避難者収容数を大幅に制限しており、行き場がなく、たらい回しになる可能性もあるため、避難所間の情報ネットワークも構築する必要がある。

ペットと避難するとき何が必要ですか？

震度7の大地震発生日時：8月15日（木）午後3時00分

2月10日（日）午前0時00分

1、自宅から避難先までの距離やペット同伴避難できる直近の場所は？



2、ペットのために持って行くモノは？

3、どうやって持って行きますか？

・今から準備したいモノ、必要なこと、気になることや質問したいことは？

大地震発生時に飼い主が行うべき避難行動

ペットとの同行避難 同行避難する際の準備例



●犬の場合

- リードを付け、首輪が緩んでいないか、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着確認、ノミダニ検査済証も。
- 小型犬はリードとハーネスなどをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れる
- 5日分のフード等必要物品、薬、療法食を持って避難先へ向かう。避難先は家族や親戚宅も選択肢に入れる。

●猫の場合

- キャリーバッグやケージに入れる
- キャリーバッグの扉ガムテープ固定→猫の逸走予防
- 避難用品を持って避難先へ向かう

- 1週間分以上の
フード、水、食器

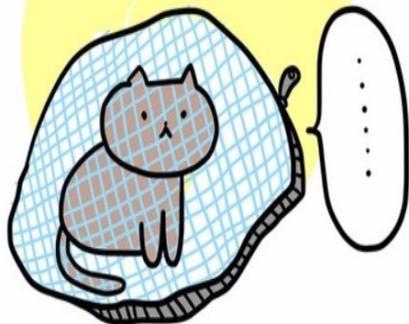


- 療法食薬



- 洗濯ネット

(猫の逃げだし防止など)



- 飼い主の連絡先や
ペットの情報を
記録した迷子札



- 予備の首輪、
リード(伸びないもの)



災害時に ペットを守るためのもの チェックリスト

足環、耳標、
マイクロチップ
などもある

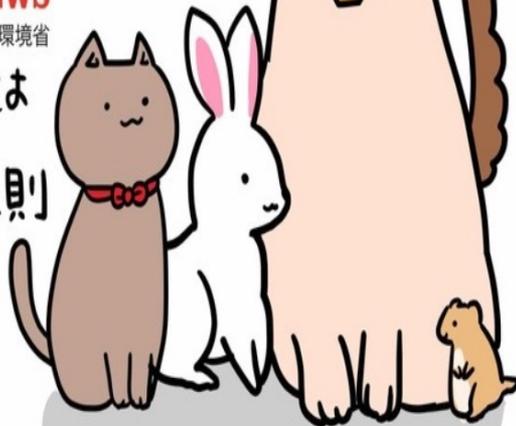
BuzzFeedNEWS

出典：環境省

災害時に避難するときは

同行避難が原則

です。避難先で落ちて
いて行動ができるよう、
普段から吠えなかったり
ケージに入れるようにしつけておきましょう。



- ペットシート
トイレ用品



その他、

- においのついたタオルなど
 - 好きなおもちゃ
 - フラシ
 - ガムテープ
 - 新聞紙
 - ブランケット
(ペットの体を包める大きさ)
- などもあると便利!

ペット用の備蓄品と、持ち出す際の優先順位の例

優先順位 1 動物の健康や命に係わるもの：

- 療法食、薬
- ペットフード、水 (少なくとも5日分[できれば7日分以上])
- キャリーバッグやケージ (猫や小動物には避難時に欠かせないアイテム)
- 予備の首輪、リード(伸びないもの)
- ペットシーツ
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品 (猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済猫砂の一部)
- 食器

優先順位 2 情報：

- 飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先
- ペットの写真(印刷物とともに携帯電話などに画像を保存することも有効)
- ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの電話番号

優先順位 3 ペット用品：

- タオル、ブラシ
- ウェットタオルや清浄綿 (目や耳の掃除など多用途に利用可能)
- ビニール袋 (排泄物の処理など多用途に利用可能)
- お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- 洗濯ネットなど (猫の場合は屋外診療・保護の際に有用)
- ガムテープやマジック (ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示など多用途に使用可能)



ペット同行・同伴避難入所名簿 兼 登録名簿を記載しておく

ペット同行・同伴避難所、仮設住宅入所名簿 兼 登録名簿				
ペットの写真	飼い主等の写真 ※家族・預かり主・保護者・管理者等	避難所名		
		避難所における登録番号		
入所日及び出発地	月 日	自宅・その他()		
退所日及び行き先	月 日	自宅・その他()		
飼い主の情報 又は、発見者、保護者、 預かり者や団体、 引取者の情報	氏名			
	住所			
	連絡先			
	避難している 教室や場所等			
ペット の 情 報	名前			
	種別	犬・猫・その他()		
	種類			
	毛色			
	生年月日	年 月 日 (歳) ※不明な場合は推定年齢		
	性別	オス・メス	不妊去勢手術	済・未
	特徴	毛の色や模様、尻尾の長さ、形、耳の形、目の色、鼻の色などの体の特徴や人に対する特性（怖がる、吠える、かみつく）などできるだけ多く。		

ペット保険	加入会社名： 保険証番号：
持病の有無	
アレルギー等	
服用薬 種類・回数	
犬の登録情報	鑑札番号：第 号
	注射済票番号： 年 度 第 号
	マイクロチップ番号：
避難所内の飼育場所 ケージ番号	
掛かりつけ獣医情報01	動物病院名： 電話番号： 獣医師名：
掛かりつけ獣医情報02	動物病院名： 電話番号： 獣医師名：

ダウンロード → https://petsaver.jp/PDF/check_in_form.docx

ケージタグを記入し印刷しておく

避難所名	
登録・ケージ番号	
ペットの名前	
飼い主名	
飼い主等の居場所	
飼い主等の連絡先	
特記事項	

メス用

避難所名	
登録・ケージ番号	
ペットの名前	
飼い主名	
飼い主等の居場所	
飼い主等の連絡先	
特記事項	

オス用

犬・猫・小動物などに分けた方が管理しやすいかも。。

■ ↓下記からダウンロード

<https://petsaver.jp/PDF/cagetag.xlsx>

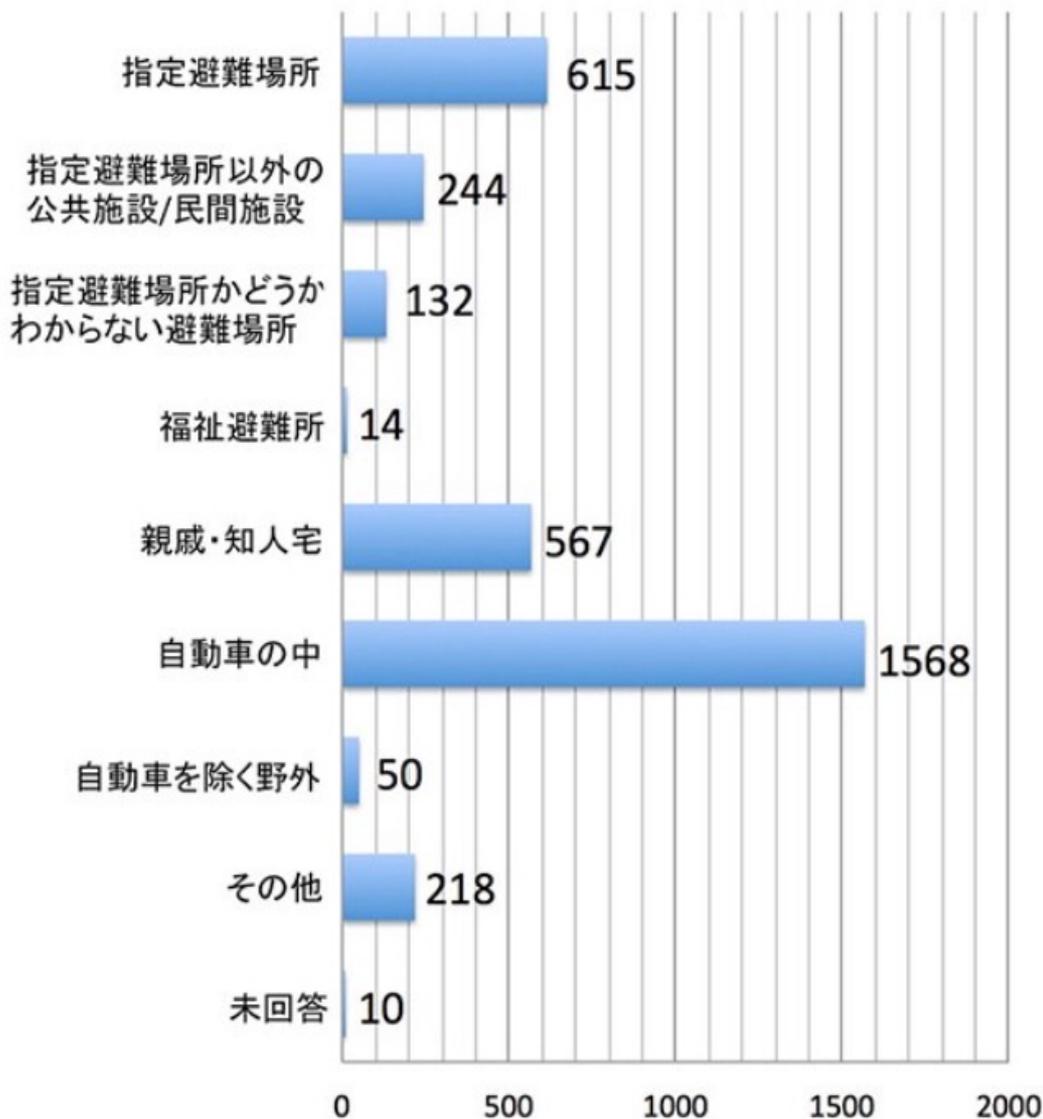
1995年の阪神大震災、2011年の東日本大震災では、多くのペットが飼い主とはぐれ、群れとなって地域をさまよった。

2004年の新潟県中越地震では、愛犬を避難所に連れて行けずに車の中で生活していた女性が、エコノミークラス症候群で死亡した。

2014年の熊本地震、ペットがいるため避難上に入ることを避難所運営関係者により拒否されてしまい、ペットと一緒に過ごすために避難所の駐車場で、車中避難をしながら避難生活を送っていた熊本市西区の女性（51）が、エコノミークラス症候群（急性肺血栓塞栓症）で死亡した。

ワゴンタイプ以外の車中避難はエコノミークラス症候群に注意！

熊本地震 避難した場所(避難した方2297人 複数回答)

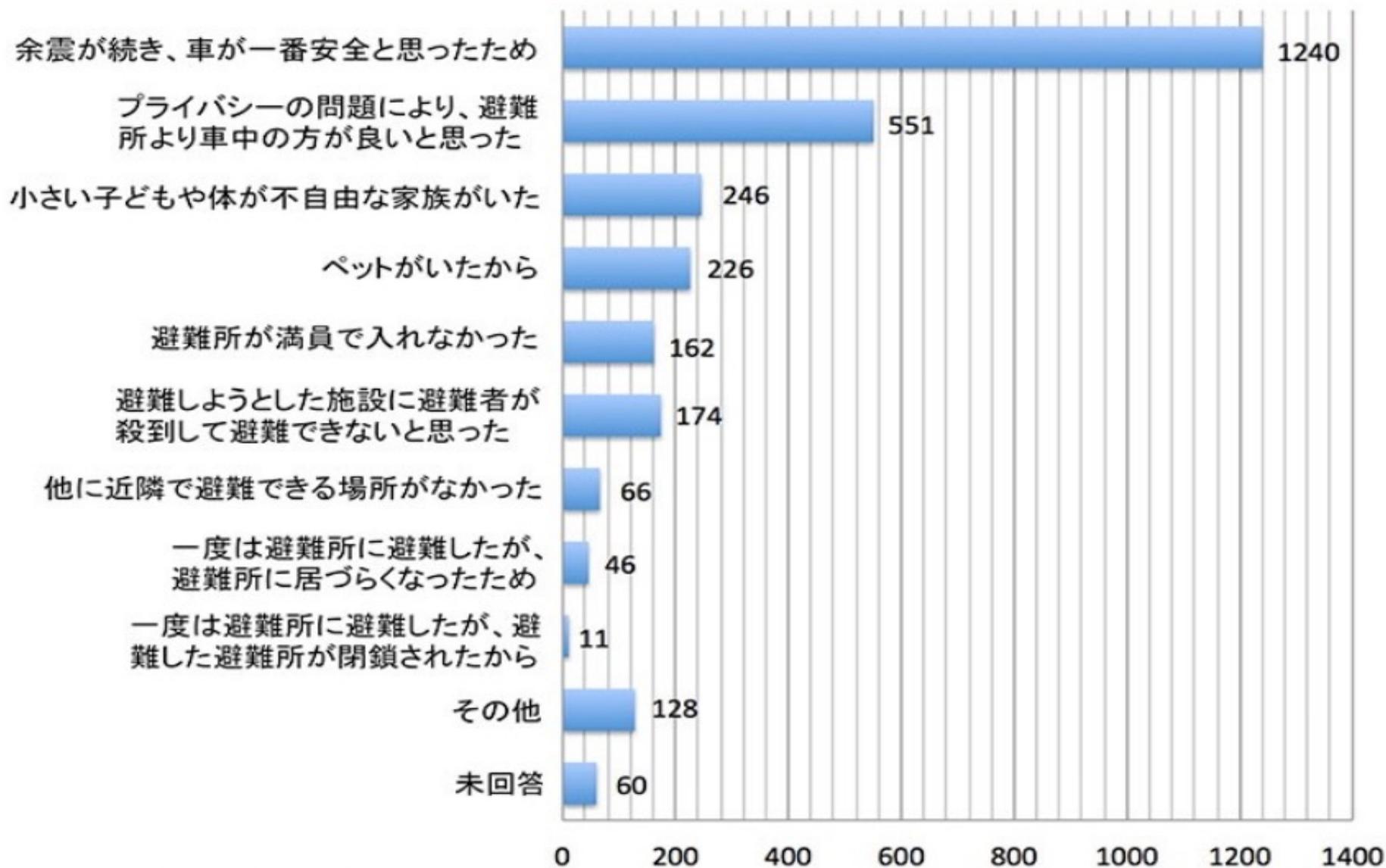


(平成28年 熊本地震に関する県民アンケート調査 より) 回答数(件)

©2023 (一社) 日本国際動物救命救急協会

- ・避難所運営者は敷地内すべての各種避難者の安全配慮を行う義務がある。
- ・環境衛生班は車中避難、キャンプ避難者と動物の「健康と安全」の保持を促し、対応を記録する必要がある。
 - ※人と動物の健康チェックは人の看護師と動物看護師がペアになって1日2回程度、巡回する。
 - ※ラジオ体操参加
 - ※同班避難者ミーティングなど。
- ・冷暖房を保持するため、夜間の車のエンジン音が睡眠を妨げないように、車中避難場所を施設外や駐車場でエリアを分散することもある。
- ・通勤、通学する単独避難者は動物を車中に置いていかない。

熊本地震 自動車に避難した理由(自動車に避難した方1568人 複数回答)



(平成28年 熊本地震に関する県民アンケート調査 より)

回答数(件)

中越地震後の肺塞栓症（県内100床以上の病院調査）

年齢	車中泊	車種	乗車位置	予後	夜間トイレ
79 女	14日	セダン	後部	生存	有
76 女	2日	セダン	後部	生存	有
75 女	3日			生存	
71 女	1日以上			死亡	
67 女	2日			生存	
64 女	5日			生存	
64 女	4日			生存	
60 女	14日	セダン	後部	生存	有
50 女	6日	軽自動車		死亡	無
50 女	2日			死亡	
48 女	5日	ワゴン	運転席	死亡	無
47 女	5日			死亡	足が不自由
46 女	2日			死亡	
43 女	4日	軽自動車	後部	死亡	無

人とペットの災害対策ガイドライン

ガイドライン

災害対策

人とペットの



【必読！！】

一般の飼い主をはじめ、全国で活動されているペット関係ボランティア団体、動物愛護団体等が、過去の避難所運営活動などの災害対応上、問題が指摘されていたペットの同行避難や同伴避難対策について丁寧に答えしており、とてもわかりやすくまとめられています。

一通りパンフレットを読ませていただいて感じたことは、世界的にもここまでペットを家族とする方々に寄り添った、具体的なペット愛護施策はなかったのではないかと思うくらい、かゆいところに手が届く内容だと思いました。

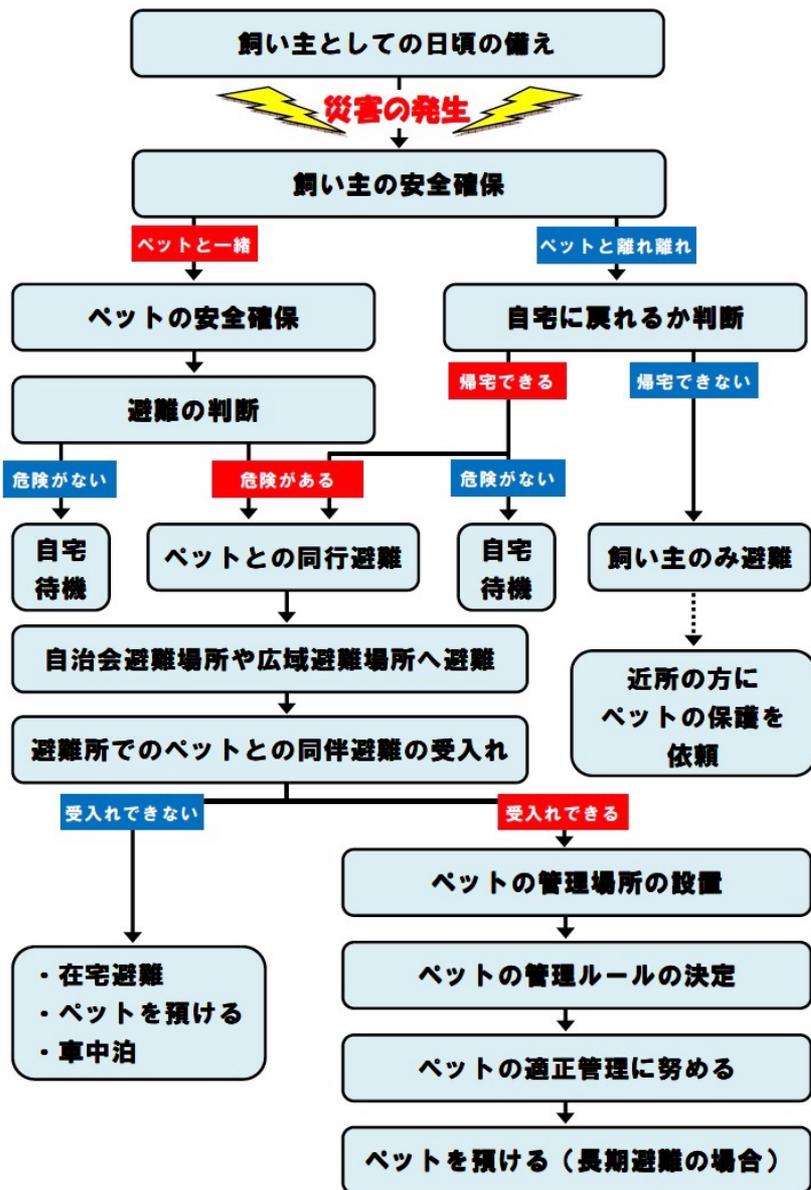


https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

©2023 (一社) 日本国際動物救命救急協

©2021 一般社団法人 日本国際動物救命救急協会/ペットセーバープログラム: <https://petsaver.jp>

飼い主とペットの健康と安全を保持する



災害は変化し、複合的に被災してしまうこともあるため、さまざまな飼養環境を想定して準備しておくこと。

避難所におけるペットの管理に関することは、各避難所におけるルールを守った上で、全て飼い主の責任で行うことになる。

決められたペットの管理ルールなどが守られない場合、ペットとの同伴避難ができなくなる可能性がある。また、避難所によっては、被災状況や避難者数などからペットとの同伴避難ができない可能性もある。

狂犬病予防法で義務付けられている毎年一回の狂犬病予防注射を接種していない犬については、避難所での受入れができないこともあるため、平常時から接種するなど、社会的責任を果たすこと。

地域のペット同伴避難体制を確認すること。

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

- 2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（普及啓発）

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

自然災害発生時に避難所の屋外で動物を繋ぐことは危険

I 動物の虐待の考え方

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none">・殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為・暴力を加える・心理的抑圧、恐怖を与える・酷使 など	<ul style="list-style-type: none">・健康管理をしないで放置・病気を放置・世話をしないで放置 など

※動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

■虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例

落雷による感電死、熱中症、サル、熊、カラスなどからの攻撃等

避難所の屋外（鉄棒や駐輪場）で鎖につながれるなど行動が制限され、かつ寒暑風雨雪等の厳しい天候から身を守る場所が確保できない様な状況に動物を置くことは放置&虐待。

動物の愛護及び管理に関する法律

第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方

【基本的な考え方】

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という)第44条第3項に規定される「遺棄」とは、同条第4項各号に掲げる愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為のことと考えられる。

個々の案件について愛護動物の「遺棄」に該当するか否かを判断する際には、離隔された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に勘案する必要がある。

【具体的な判断要素】

第1. 離隔された場所の状況

1. 飼養されている愛護動物は、一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態にある愛護動物であっても、離隔された場所の状況に関わらず、その後、飢え、疲労、交通事故等により生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

■ ↓愛護動物の遺棄の考え方に係る通知について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_23.pdf



動物の愛護及び管理に関する法律

第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方

2.人間の保護を受けずに生存できる愛護動物(野良犬、野良猫、飼養されている野生生物種等)であっても、離隔された場所の状況によっては、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

これに該当する場所の状況の例としては、

- ・ 生存に必要な餌や水を得ることが難しい場合
- ・ 厳しい気象(寒暖、風雨等)にさらされるおそれがある場合
- ・ 事故(交通事故、転落事故等)に遭うおそれがある場合
- ・ 野生生物に捕食されるおそれがある場合

等が考えられる。

なお、仮に第三者による保護が期待される場所に離隔された場合であっても、必ずしも第三者に保護されるとは限らないことから、離隔された場所が上記の例のような状況の場合、動物の生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

動物の愛護及び管理に関する法律

第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方

第2.動物の状態

生命・身体に対する危険を回避できない又は回避する能力が低いと考えられる状態の愛護動物(自由に行動できない状態にある愛護動物、老齢や幼齢の愛護動物、障害や疾病がある愛護動物等)が移転又は置き去りにされて場所的に離隔された場合は、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

<参考> ○動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

※都道府県等とは、動物愛護センターや保健所等

動物の愛護及び管理に関する法律
第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方

【罰則規定】

第四十四条

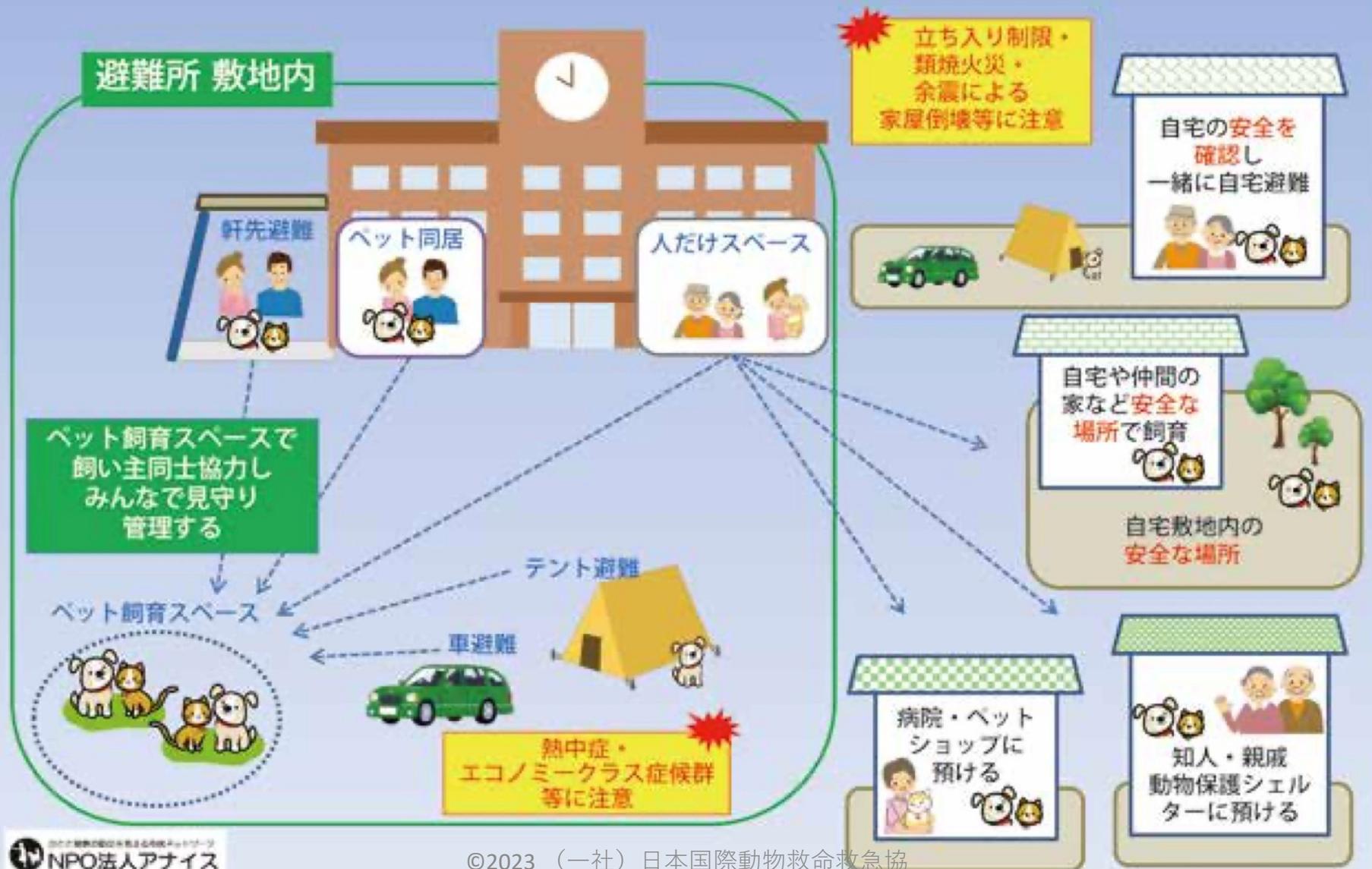
3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、
鶏、いえば（家馬）と及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

様々な避難の形



倉敷市のペット同伴避難対策について



倉敷市の例

特定の部屋だけペット同伴可



屋内同伴が可能な避難所は一部

ペット同伴者の専用避難所



広島・岡山・愛媛3県の全避難所で

犬と猫 計66頭のみ(7月20日現在)

人とペットの災害対策ガイドライン



人とペットの災害対策ガイドライン

(環境省 今年3月)

自助＝ペットの安全確保は飼い主の責任

基本は「同行避難」 ペットを同伴できるかは
避難所によって異なる
「同伴避難」ではない



出典：NHK解説委員室「災害時の避難 ペットはどうする？」(くらし☆解説)

©2023 (一社) 日本国際動物救命救急協

©2021 一般社団法人 日本防災教育訓練センター/ペットセーバープログラム: <https://petsaver.jp>

ペット同伴避難所の受け入れ側としてどのような準備が必要だと思いますか？

1、ペット同伴避難者が生活するために必要なものは？

例：段ボールベッド、ドーム型テント、ペット防災グッズ、ケージ、飲食料など

2、ペット同伴避難所について、どのようなルールやマナー、 住み分けの仕組みが必要だと思いますか？

例：飼い主の会、相談窓口、ボランティア、掲示物、案内指示書等

受け入れ状況を把握&記録することが重要

ペット避難台帳

※印の欄は、飼い主不明動物のみ記載

避難所名 _____
 受付者名 _____

犬 ・ 猫 ・ その他 () : 品種 ()					
整理番号	受入日	年 月 日	退出日	年 月 日	
飼い主持込 ・ 飼い主不明 ・ 疾病負傷 ・ その他 ()					
※保護日時	年 月 日	※保護した場所			
		※保護した時間	午前・午後	時 分	
氏 名	フリガナ				
住 所					
連絡先					
動物の名前	動物の年齢	歳 (幼・若・壮・老)			
鑑識番号 ※犬のみ	性別	雄 ・ 雌 去勢済・避妊済			
注射済番号 ※犬のみ	体格	大 ・ 中 ・ 小			
毛色	薄 ・ ゴマ 茶 ・ 黒 ・ 白	首輪等	有 (色) リード (色)	無 無	
ワクチン 接種歴	狂犬病予防注射 ・ 混合ワクチン ・ その他 ()				
病歴・投薬 名					
性格・特徴 等					
マイクロチップ	無 ・ 未確認 ・ 有 (マイクロチップ番号:)				
備考					
※動物病院に引き継ぐ場合、獣医師に各員し、病院名と動物病院の救護保護台帳 (〇〇県獣医師会加入病院のみ) を記載する。 病院 台帳 名: No. - - -					

ペット失踪・保護・死亡届

避難所名 _____

届出日	年 月 日	整理番号			
氏名 (フリガナ)	()				
住 所					
連絡先					
行方不明になった日時	年 月 日	午前・午後	時 分		
行方不明になった場所					
動物の種類・品種	犬 (鑑札 有 (番号) ・ 無) (注射済票 有 (番号) ・ 無)				
	猫 ・ その他 () 品 種 ()				
性別	オス・メス 去勢済・避妊済	毛の色	薄・ゴマ・茶・黒・白		
首輪等	有 (色) ・ 無		年齢	歳 (幼・若・壮・老)	
	リード (色) ・ 無		体格	大 ・ 中 ・ 小	
マイクロチップ	無 ・ 未確認 ・ 有 (マイクロチップ番号:)				
特徴					
備考					
※写真添付欄					

ダウンロード : <https://petsaver.jp/PDF/petinfo.pdf>

避難中のペットの飼養環境の確保

避難所での飼養

- 各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする
- 飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要

自宅で飼養する

- 支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所などに取りに行く
(自宅の安全確認を確実に行う)

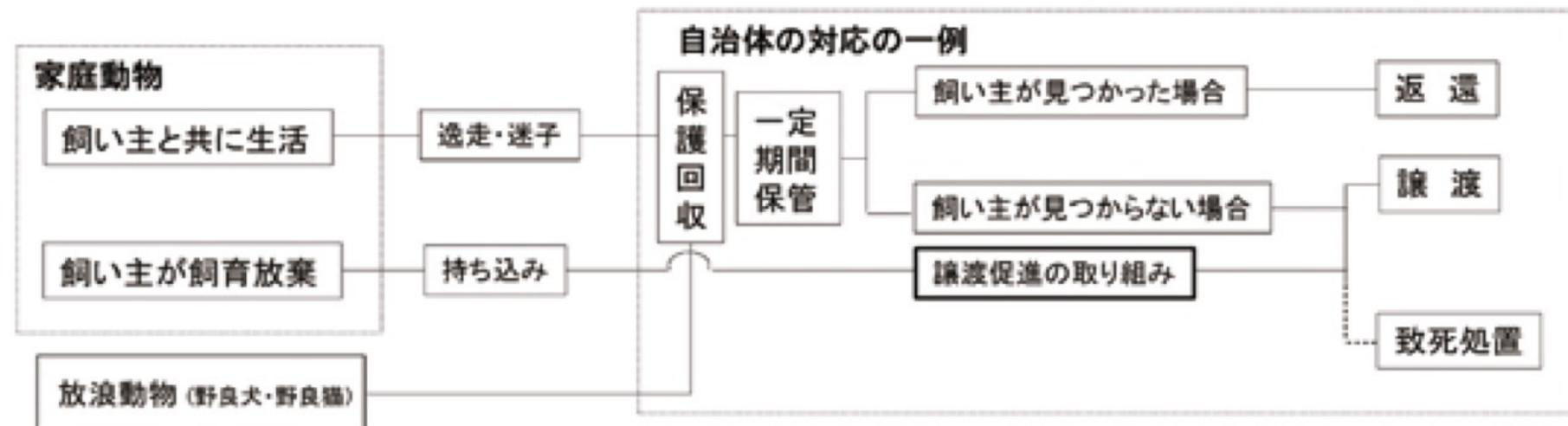
車の中で飼養する（車中避難）

- 支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行く
- ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく
- 長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼養場所に移動させる
(安全の確認とエコノミークラス症候群には十分注意)

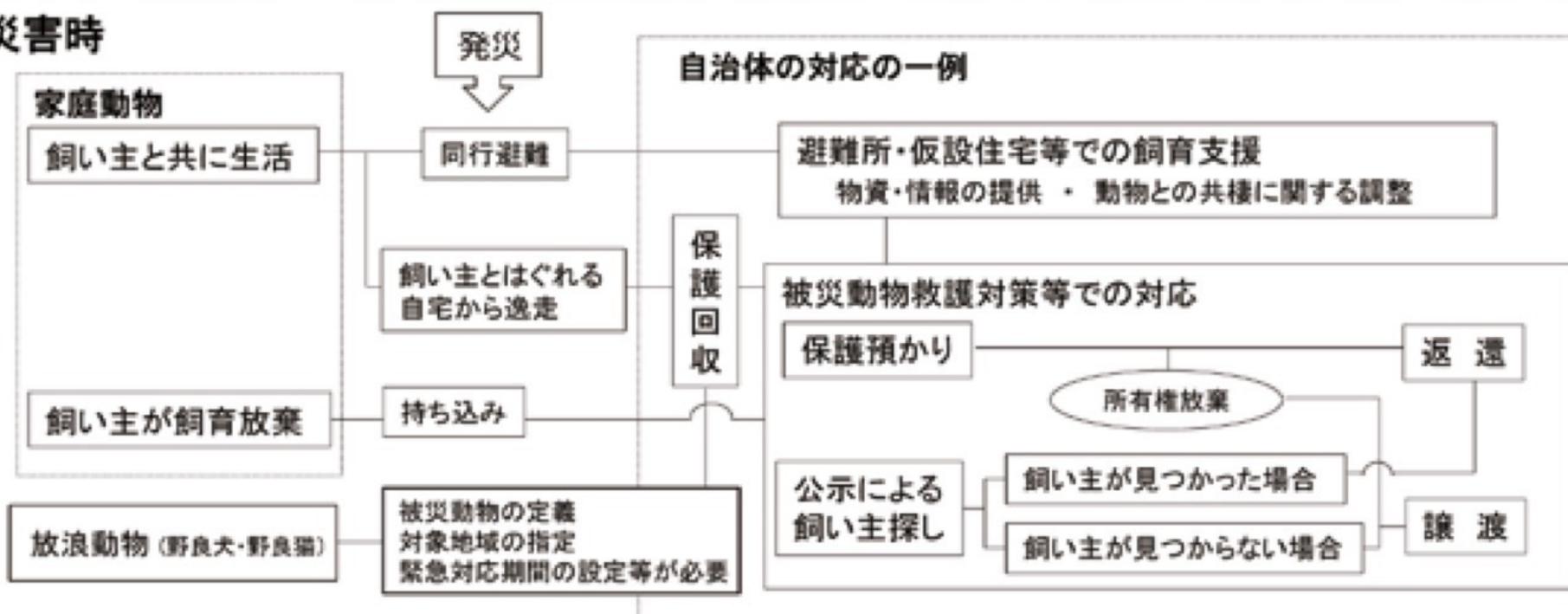
知人や施設などに預ける

- 被害がおよぶ可能性が低い遠方の知人に預けることも検討しておく
- 施設に預ける場合は、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないように、預かり覚書などを取り交わすようにする

平常時



災害時



【被災動物ボランティアを募集】

被災動物 ボランティア を募集しています

ご存じですか？

世田谷区では、災害等により避難等が必要になった場合にペットも一緒に避難する「ペット同行避難」の取り組みを進めています。避難所には様々な方が避難してきます。避難所でペットによるトラブルが発生するかもしれません。そのトラブルの軽減を図り、スムーズに実施するためのお手伝いをいただく「被災動物ボランティア」を募集しています。

ボランティアの種類と活動内容

災害時活動ボランティア



避難所等の被災動物のためのスペースの管理や、施設提供ボランティアが提供した施設等の維持運営および被災動物のお話をします。

情報管理ボランティア



ホームページの掲載や SNS 等への情報発信により、被災動物の受け入れ状況などに関する情報の提供のお手伝いをします。

施設提供ボランティア



被災動物を一時保護するための施設や場所などを提供します。
※施設や場所は「区内」か「世田谷区と隣接区市のうちの区境から近い所」に限ります

被災動物ボランティアになることができるのは…

満18歳以上の区内在住・在学・在勤の方で、「自身と家族の安全確保を優先として、それができない場合には活動しません」などの世田谷区からのお願いや決まりごとを守って活動していただけて、なによりも「災害時の困った動物や飼い主の役に立ちたい!」という意欲と動物に関する知識のある方。

詳しいお問い合わせやお申し込みは、こちらまでお願いします。

世田谷保健所生活保健課生活保健担当 世田谷区世田谷 4-22-35
電話 03-5432-2908 ファクシミリ 03-5432-3054

- 災害発生時に困った動物や飼い主の役に立ちたい方へ災害時、人が避難する必要がある場合に、ペットも一緒に避難することを、ペット同行避難といいます。このことは、環境省や東京都も推奨しており、世田谷区地域防災計画でも同行避難を原則としています。しかし、ペット同行避難の結果、避難所では一緒に避難した動物の取り扱いに苦慮することも想定されます。

発生するトラブルの軽減を図り、災害時のペット同行避難をスムーズに実施するための方策の一つとして、被災動物ボランティアを募集します。

■↓世田谷区被災動物ボランティアを募集します

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/006/001/d00148132_d/fil/ri-huretto.pdf

■↓世田谷区被災動物ボランティア登録申請書兼同意書

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/006/001/d00148132_d/fil/sinnseisyo.pdf



ペット同行避難者数の目安

■↓ペット防災訓練の進め方と内容紹介（宮城県宮城郡利府町利府町役場）

<https://www.town.rifu.miyagi.jp/material/files/group/7/5ca17ff5008.pdf>

- 1 同行避難訓練 一時避難場所や指定避難所へのペット同行避難訓練及び受付訓練
- 2 係留・クレート訓練 ペットの係留やクレートに入れる訓練
- 3 健康管理訓練 ペット健康状態のチェックポイントや応急処置法を確認する訓練
- 4 避難所受入訓練 避難所への受入手順の確認やお世話方法を確認する訓練
- 5 屋外生活訓練 屋外生活や車内生活の方法や注意点を確認する訓練
- 6 防災講座 ペット防災講座やクイズ、ペット同行避難グッズの展示を行う



自治体が主体となって、実際の災害発生時のシナリオベースで地域の動物愛護センターや保健所、動物関係NPO等、飼養責任者、動物占有者が一体となって、具体的な訓練を行うべき。

地震・水害リスクの事前把握・避難所の備蓄・地域連携での設営・情報共有・飼い主とペットの健康と安全を守りながら継続運営、そして、生活再開を迎えるまでの相互支援体制が必要。

災害発生時、あなたとペットは大丈夫？



<ペット防災でのキーワード>
「自助」「共助」「公助」

自助：自分とペットの身は自分で守ること
自宅同伴避難が一番！

共助：近隣住民や飼い主同士の助け合い、
広域の助け合い、他の組織を交えた助け合い

公助：行政機関などによる家庭動物・飼い主支援



出典：人とペットの災害対策ガイドライン 環境省

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3009a/a-1a.pdf

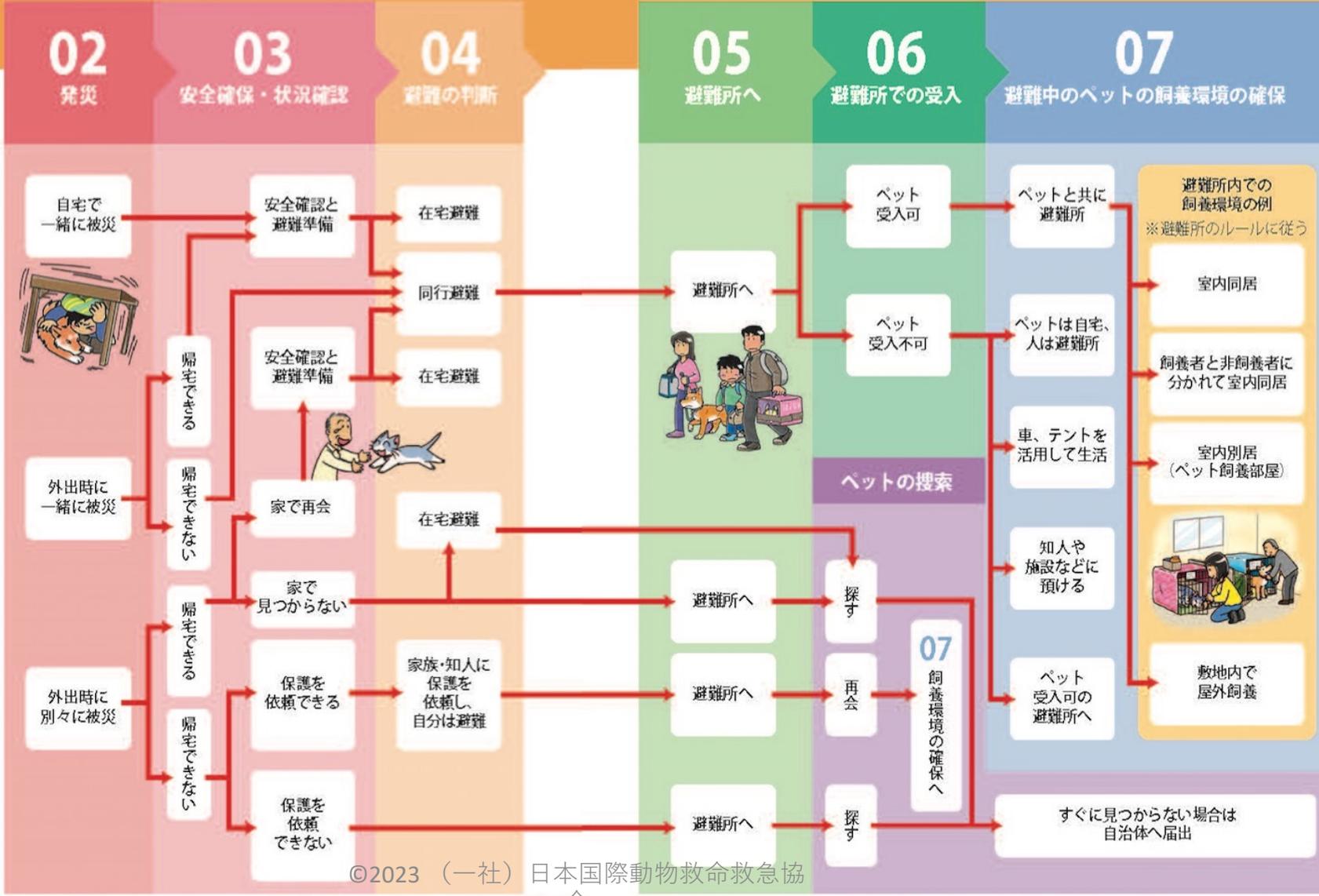
メモ

・同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、避難所でペットを人と同室で飼養管理することを意味するものではありません。
・避難所には、指定緊急避難場所や指定避難所などがあります。

もしも、今、災害がおこったらどうなるか？
ペットとの同行避難について、災害発生から1週間の流れをフロー図にまとめました。

同行避難のフロー図

01 日頃の備え



©2023 (一社) 日本国際動物救命救急協会

<当日>

会

<2~5日>

<1週間目以降>

第2編 各災害に共通する対策編（家庭動物に関する記述）

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及,訓練 (1)防災知識の普及

- 国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は,(中略)以下の事項について普及啓発を図るものとする。
 - ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所 (2) 避難所の運営管理等

- ・必要に応じ,避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める
- ##### 4 応急仮設住宅等 (3) 応急仮設住宅の運営管理
- ・必要に応じて,応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する

第2章 災害応急対策

第8節 保健衛生,防疫,遺体対策に関する活動 1 保健衛生

- 市町村(都道府県)は,被災した飼養動物の保護収容,危険動物の逸走対策,動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

災害で実際にあったペットに関する問題

災害時には・・・

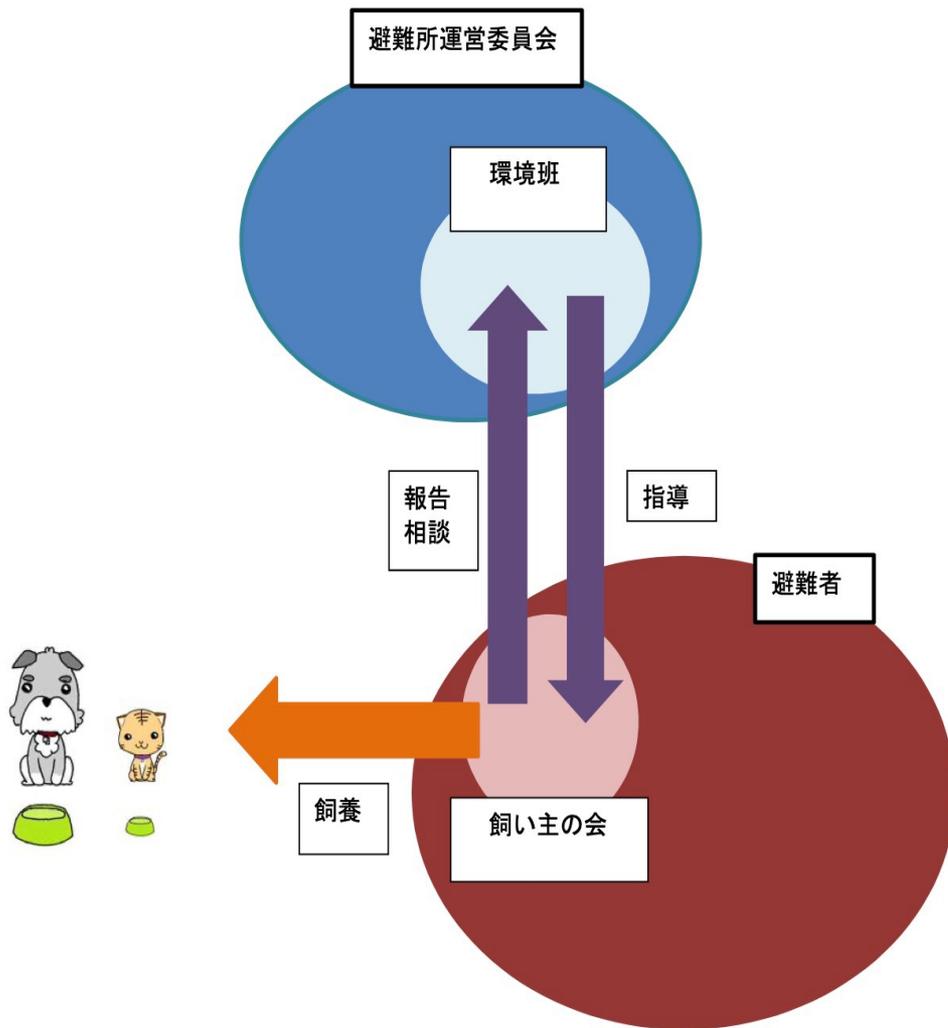
- ・ 家屋の倒壊や倒れた家具によりペットが逃げられず死亡した
- ・ 床一面にガラスが飛散し、人もペットも足に怪我を負った
- ・ 外飼い猫のため、被災当日から自宅に戻らず同行避難できなかった
- ・ ペットの受入れ可能な避難所がどこにあるのかわからなかった



避難先では・・・

- ・ 避難してしばらく、人の支援物資はあるが、ペットフードの支援はなかった
- ・ 避難所で犬が吠えて迷惑をかけるため、やむを得ず車中での避難になった
- ・ 糞の放置や毛の飛散などが原因で他の避難者とトラブルとなった
- ・ 救援物資のペットフードを食べなくて困った
- ・ 避難所にペットとともに避難したが、特定食(治療食等)の入手に苦労した
- ・ 犬がケージになれていないため、過度なストレスを与えてしまった
- ・ 犬がペットシートに排尿、排便せず、苦労した
- ・ 他人や他の場所、他の動物に慣れないため、どこにも預けることができず苦労した
- ・ 感染症の予防接種をしていないペットが多くいたので感染が心配だった

避難所におけるペット飼養トリアージ



●犬の場合の飼養環境課題

- ・ 噛む、吠える、鳴き声、大型犬
- ・ 病気やケガをした犬
- ・ 飼い主がわからない犬
- ・ 飼い主が死亡確認された犬

●猫の場合の飼養環境課題

- ・ 鳴き声、逸走、マイクロチップ
- ・ ケージ管理によるストレス
- ・ 病気やケガをした猫
- ・ 飼い主がわからない猫
- ・ 飼い主が死亡確認された猫

※基本的に犬舎と猫舎は分ける。
感染症を持つ個体を分ける。
上記課題の個体によって分ける。

(出典) 埼玉県 避難所における ペット対応マニュアル

https://www.city.saitama.jp/001/011/015/006/p055713_d/fil/hinanjomanyuaru.pdf

2つ以上の避難場所を探しておくこと

- 一般的な小学校の避難所では、たった1名の動物嫌いの避難者からの苦情があると、避難所管理者はペット同伴避難を拒否した事例が過去に多々あったため、中学校や高校、市町村の総合体育館の柔道場や剣道場などへの部分的な施設利用における分散避難、または、生活再開の手段が見つかるまで、飼い主とペットの健康と安全が守れる場所（家族親戚、預かり）へ、分離避難できる場所を見つけておくことが大事。
- 市町村が、管轄内や他県近隣箇所のペットビジネス関係学校での避難飼養管理の協定を結び、飼い主のいるペットについては、各施設における有料での一時預かりは可能かもしれない。なお、継続飼養管理は動物保護&救護関係NPOとも協定を結ぶ等対策と設営・維持・管理訓練等を行っておく。
- 迷子動物や動物愛護センターで預かりきれない頭数や種類の動物たちをどのように取り扱うか？様々なケースを想定して、管轄獣医師協会と動物保護&救護関係NPOとケース毎の対応やQ&A、法的課題をシミュレーションしておき、適切な対応ガイドラインを作成する。
- 防水の迷子札、ID、マイクロチップ、HP&QR Codeなどで迷子になったペットが見つかったとき、すぐに探せる工夫を迷子になったり、居なくなる前にしておくこと。
※ HP&QR Code：無料のHPアプリでペットの情報ページを作成し、そのURLのQR Codeをテプラなどで作成し、鑑札や迷子札の裏側に貼っておく。

避難所のどこにどのようにペット同伴避難を行うか？

●暑さや寒さ、雨風の影響を受けにくい場所

ほとんどのペットは、室内で飼養されることが多く、そのため温度の変化に強くない。夏の暑さや冬の寒さを避ける場所として、屋内施設の一室やテント、倉庫を利用するのが理想的。それが難しい場合は、ピロティ等の屋根がある場所もしくはブルーシートで屋根をつくったり、段ボールで覆うなどの工夫が必要。

●ペットと人との動線が交わらない場所

飼い主以外の人(特に子供)が動物に触ろうとして咬まれたり引っかけたりする事故を防ぐために、居住区画で頻繁に利用する動線からは離れたほうがよいて。動物も人間の行き来によるストレスで病気にかかりやすくなる。

●鳴き声や臭いが人の居住区画にできるだけ届かない場所。

鳴き声や臭いなどによるトラブルを避けるため、避難者が起居する場所からできるだけ離すか、防音性の高い部屋や倉庫で飼養する。炊事場や洗濯場所からも離れた場所が望ましい。

●できるだけ動物種ごとに別々の場所

犬と猫のように異種の動物の存在は、動物同士の間には警戒からくるストレスが生じる。そのため、鳴き声の問題が発生したり、ペットはストレスから病気を発症したりする。可能なかぎり飼養スペースの中でも動物種ごとに区画を分けする。特に犬のように鳴き声の問題になりやすい動物は、音の響きを考慮して、他のペットとは別の場所を検討する。

- 「ペット可」でも、敷地内には入っても良いが、建物内や室内にペットを連れて入ってはいけない場合や、入っても良いが同居できないなど、避難所運営者が、なぜ、ペットと同居避難できないのか？明確な理由や法的根拠を明確に示さないため、非常にわかりにくく、ペット同伴避難者と避難所運営者のトラブルの元になっており、双方のストレスは一気に増大することが繰り返されている。
- 避難所運営者は、避難所のペット同伴避難者用入り口で、施設利用同意書を元に利用条件（変更や移動）や飼養ルールやマナーをわかりやすく説明し、署名をもらうこと。
- ペット同伴避難の可否は運営関係者からの書面で確認すること。デマが多い。
- ペット同伴避難についての情報発信や受け答えは慎重に行うこと。
- ペット同伴避難者とそのペットがいつでも関係が特定できるようにしてもらうこと。
- ペット同伴支援者として活動時は、ビブスやネームタグ、腕章などを着用すること。
- 情報提供時は、憶測や私見ではなく、事実のみを集約して伝えたり、収集すること。
- ペット同伴避難所内の写真や映像、クレームなどをSNSで配信させないこと。

ペットの迷子は遺失届、保護したら拾得届を出す義務がある！

検索ポスターの制作見本

記入見本

NAME
コタロウ

MISSING FAMILY

犬を探しています

sample
sample
sample

2019年4月1日 大阪市北区●●●●● 付近で行方不明

情報 \こんな子です！

種: 雑種
性別: オス 年齢: 5歳
毛色: 茶色 大きさ: 約15kgの中型
首輪: 緑と赤の三角模様
特徴: 右耳に傷跡があります

MEMO
人見知りで自分からはあまり近寄って来ません。同じ場所でも度々もぐるぐる回る癖があります。あまりほえずに静かです。目撃した場所をご連絡ください！

見かけた方や、保護された方は下記へご連絡をお願いします。

連絡先 飼い主: ササキ 電話番号: 080-0000-1234
mail: zaqwsxedc_o@mail.com

記入見本

NAME
みーちゃん

MISSING FAMILY

猫を探しています

sample
sample
sample

2019年4月1日 大阪市北区●●●●● 付近で行方不明

情報 \こんな子です！

種: 雑種
性別: メス 年齢: 5歳
毛色: 白と黒 大きさ: 約5kg
首輪: なし
特徴: 白黒のハチワレ。目は黄色、小柄で細見。

MEMO
人懐っこい性格ですが、小さな子供が苦手です。名前を呼べば反応しますので無理に追いかけずに目撃した場所をご連絡ください！

見かけた方や、保護された方は下記へご連絡をお願いします。

連絡先 飼い主: ササキ 電話番号: 080-0000-1234
mail: zaqwsxedc_o@mail.com

■ ↓ 検索ポスター制作ファイル 一括ダウンロード
<https://petsaver.jp/download/maigopet.zip>



犬猫の外傷管理記録表の使い方

外傷観察後、犬の体調不良やエネルギーの低下、表情の変化等、様子がおかしい、気になると思ったら、可能な範囲で症状を記録し、早めに指定動物病院へ相談すること。様子を見ないこと！

日頃の健康チェックで、普段とは異なる症状が見られたら要注意。獣医師の問診に答えるために、いつから異常や変化が起こったのか、どんな状態かなど、具体的な時期や経過などの情報は、的確な治療を受けるために大切なので、いつもと違う様子が見られたら、犬の状態をしっかりと観察し、画像や映像でも記録しておく。

●観察の順番（例）：

まず、感染予防のために手袋を装着し、口輪を装着する。

鼻→目→口→耳→首→前足→被毛→皮膚→胸（呼吸&心拍）
→腹→背→後足→肛門→尻尾→全体→歩き方→表情→
バランス→全体評価

Snout to tail : 観察の順番 (例)

- 観察しながら記録表にチェックする。約2分以内に行う。
特に腫瘍、しこり、血液や体液、毛への付着物、異物に注意。
- ・ 鼻 (乾き、鼻水、出血、形状、ひげや鼻の周囲のやけど)
- ・ 目 (曇り、傷、目やに、まつげのやけど)
- ・ 口 (やけど、舌、口内や歯茎の色、匂い、歯のゆらぎ、出血)
- ・ 耳 (匂い、耳垢、汚れ、傷、出血)
- ・ 首 (浮腫、出血、首輪の破損、頸部の痛み)
- ・ 前足 (ダニ、爪や指の負傷、汚れ、肉球、脱臼、骨折、とげ)
- ・ 被毛 (汚れ、付着物、匂い、出血、脱毛)
- ・ 皮膚→全体、胸 (肋骨の変形、呼吸&心拍)、四肢 (内側含む)
- ・ 腹 (出血、痛み、腫れ、打撲痕、しこり、青ずみ、擦れ)
- ・ 背 (変形、腫れ、立位・座位・横臥位の姿勢、ノミ、傷、擦れ)
- ・ 後足 (ダニ、汚れ、肉球、爪や指の負傷、脱臼、骨折、とげ)
- ・ 肛門、性器 (腫れ、出血、脱腸)
- ・ 尻尾 (付け根、先端、咬傷跡、変形、骨折、ノミ)
- ・ 全体→歩き方→表情 (バランス、違和感、態度)



ペットセーバー健康管理記録表

開始日 _____ 終了日 _____

ペットの名前: _____ 実施者: _____ 獣医師名: _____ 電話番号: _____ カルテ番号: _____

品種: _____ 年齢: _____ 体重: _____ キロ 避妊[去勢]手術済み: はい いいえ

注意事項

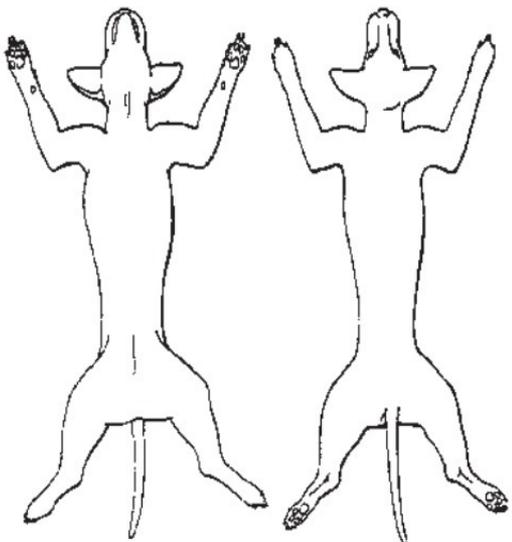
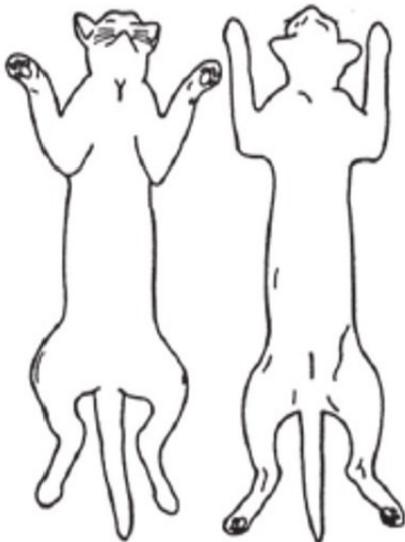
月 日	脈拍数	呼吸数	体温	毛細管充填	歯茎の色	尿	排便
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							
月 日							

体調や習慣の変化等: _____

気になったこと等: _____

“全身状態の評価”は、ペットの日常の健康状態の現在の状態を評価し、体系的に把握するため考えられた方法です。ペットの正常な状態を理解することは重要です。正常な状態を知っていることでいち早くペットの体調不良に気づくことができます。詳細な記録は、ペットの健康状態が徐々に変化する様子や、急に変わる様子を、それ見極めるのに役立ちます。

ペットセーバープログラム
©2021 All Rights Reserved.
複製は私的使用のみ許可
改訂,転売はしないでください

 <p>犬の腹部側 犬の背中側</p>	<p>鼻頭 口 歯と歯茎 目 耳 首 脊椎 肋骨 前右足 前左足 後ろ右足 後ろ左足 腹部 性器 肛門 尻尾 毛/毛皮</p>	 <p>猫の腹部側 猫の背中側</p>
--	---	---

該当箇所にチェック：変化があれば記入

毛皮の質: 健全 乾燥 脱毛目: 健康 澄んでいる にごり 分泌物
白 赤 黄色 その他 _____食べ物: 生 市販品/ブランド名
量 _____ 回数 _____運動: ほとんどしない 普通 頻繁 使役動物
毎日 週ごとサプリ: いいえ はい 種類/用量 _____グルーミング: 飼い主 専門家 週ごと 月ごと服従訓練: 飼い主によるトレーニング 呼び寄せ
「スワレ」 「フセ」 「コイ」デイケア: ペットシッター デイケア予防接種有効免疫期間内: はい いいえ

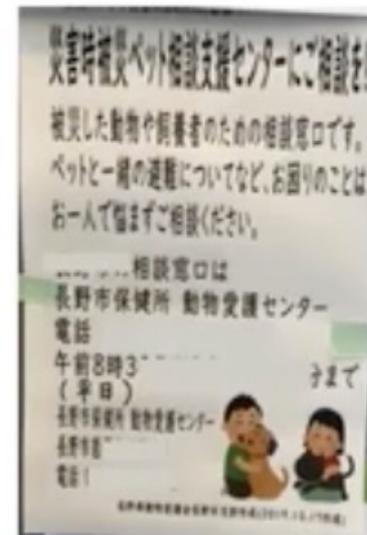
ペット情報掲示板

支援が必要な方は
このノートに書き込んでください。

ご記入の際は、以下の①～⑤も
記入してください。

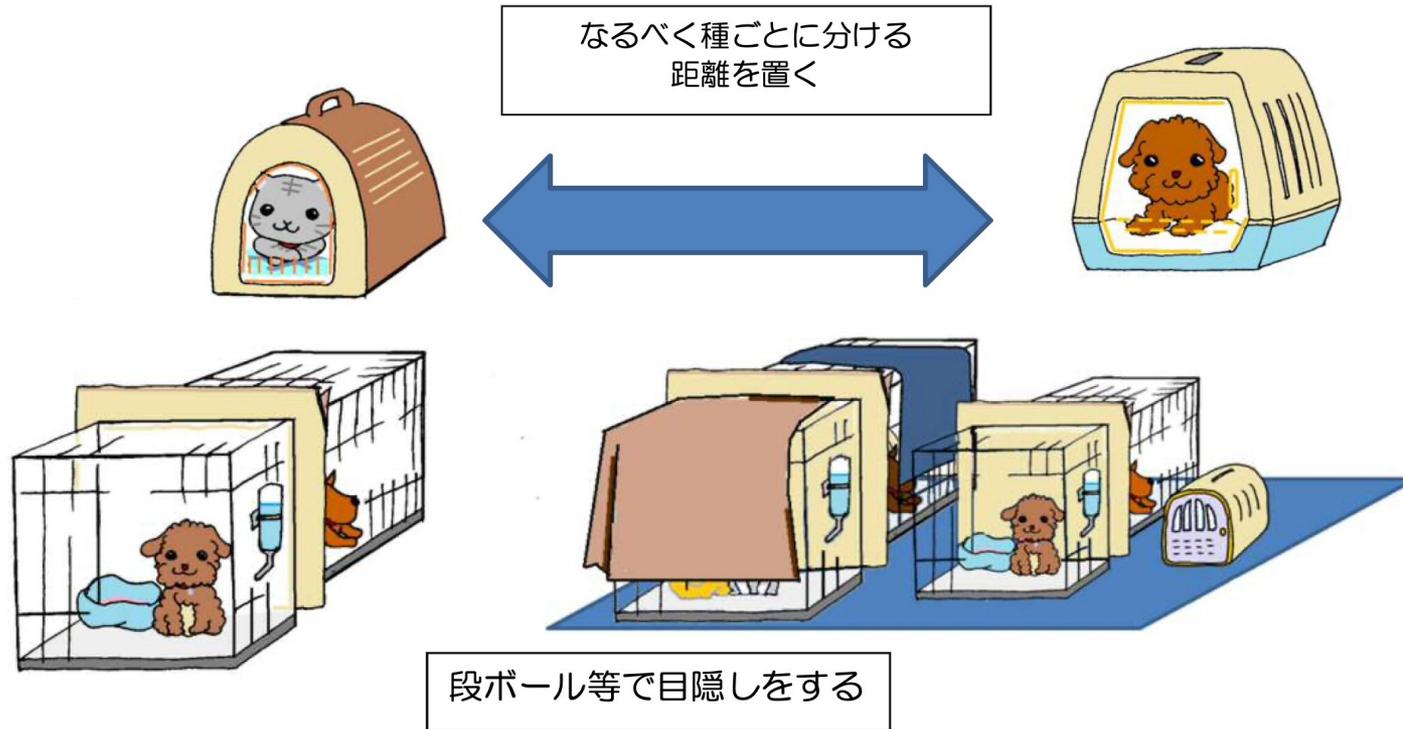
- ①飼主氏名
- ②避難所のどこに避難しているか
- ③記入した日時
- ④解決した日
- ⑤連絡先（任意）

- ・ ペット同伴避難者に1日1回は掲示板の確認を促す。
- ・ 色分けしたポストイットに悩みや提案を書く人も。



(出典) NPO法人 アナイス

ペット飼養スペースの設営



吠える犬やシャーシャー鳴く猫については、
人の出入りのある入口付近からはなるべく遠
ざける

(出典) 埼玉県 避難所における ペット対応マニュアル

https://www.city.saitama.jp/001/011/015/006/p055713_d/fil/hinanjomanyuaru.pdf

災害救助機関における動物救護について

最近の災害対応の教訓を踏まえて、令和2年5月29日に「防災基本計画」が修正され、特にペット同行避難等、動物愛護管理についての項目が具体的に追加されたが、その理由はペットとの同行避難ができないと考えた多くの飼い主が、危険を顧みずに危険な被災エリアから避難しなかったことなどが背景となっている。

また、令和2年7月豪雨の水害で、ペットと同行避難した人が、災害救援機関のヘリの隊員からペット同乗拒否され、ペットを被災エリアに放置し、飼い主のみをヘリで指定避難所に連れていったところ、飼い主はペットのことが心配になり、大雨の中、崖崩れや土手、橋が流されている道を被災地域に取り残してきた飼い主が一人で動物の様子を見に行くなど、ヘリへの同乗拒否により、2次災害が発生する危険の要因を結果的に救助側が作っていることが課題となっている。

動物愛護管理と人道的配慮の面から、特に消防本部が行う努力義務として、必要に応じ、災害時のヘリコプター救助における被災した要救助者と飼養する家庭動物の健康と安全を保持するための同乗避難救護活動等に努めることに加え、獣医師会や保健所、動物愛護センター、動物取扱業者等から家庭動物救助時に必要な支援が受けられるよう、連携に努めることが重要視されている。

ペット同伴避難所入り口で受付待ちの間に書いてもらうこと



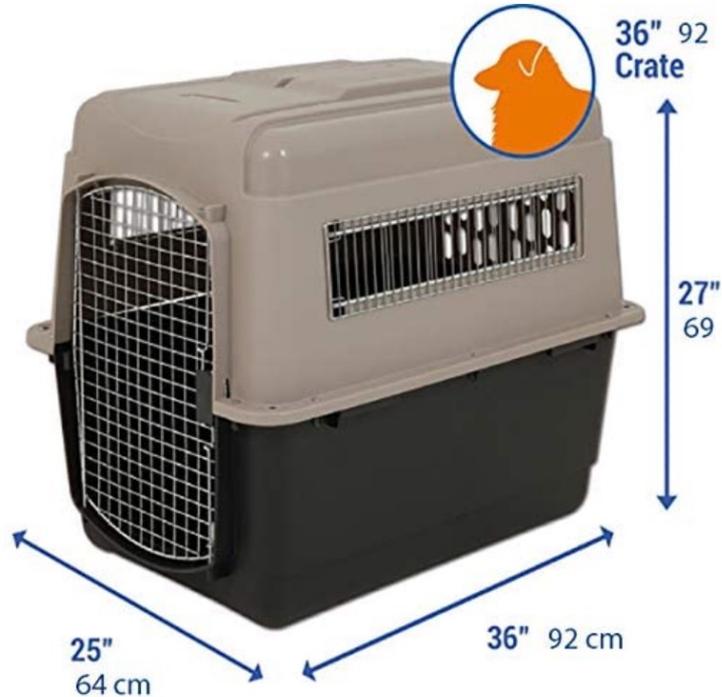
避難者（飼い主用）カード（手書き入力用）：
<https://irescue.jp/PDF/HinanshaCard.pdf>



避難者（飼い主用）カード（エクセル）
<https://irescue.jp/XLSX/HinanshaCard.xlsx>

クレートやケージの大きさ目安

※飼い主やアニマルレスキュー団体が準備



中型・大型犬用サイズ
重さ 2 k g ~ 3 k g

ケージ サイズ 単位：(約)cm	 縦38.5×横34× 奥行47	 縦50×横46× 奥行63	 縦60.5×横54.5× 奥行77
適合犬種	超小型犬～小型犬 	小型犬～中型犬 	中型犬 
耐荷重	10kg	10～15kg	20kg

折りたたみ式ケージ
重さ 2 k g ~ 3 k g

- ・新しいケージか、中古であれば、洗浄後、次亜塩素酸0.1%で消毒後に使うこと。
- ・ペットシーツ、アイスパックホルダー、貼るホッカイロなども複数枚準備。
- ・避難所内は停電であることを前提に温湿度管理を考えて、健康の保持を行うこと。
- ・ペットも運動やストレス管理が必要であることから、逸走に注意して遊ばせること。

普段から「もしも」を考えておく

- ・ 自然災害（地震・風水害・噴火等）はこれからも増え続ける。
 - ・ 災害は考えたくはないが、考えて対応を準備しておく必要がある。
 - ・ 地域の過去の災害における被災エリア、被害規模などを調べる。
 - ・ 災害対応に強い飼い主を育てる。1日3分でも災害対策を考える。
 - ・ 市町村の危機管理体制を調べ、発災時には協同して生活再開する。
 - ・ 他の市町村で起こった災害や災害関連事件について話してみる。
 - ・ 避難動線上のリスクを調べさせて、発表してもらう。
 - ・ 飼い主同士も対応策などを話し合い、助け合う。
 - ・ 飼い主がペット防災について自らの力で考えて準備する。
 - ・ 避難所開設訓練は、年に一度、行っておく。
 - ・ 災害時、ペット仲間を助ける方法等も考える。
 - ・ 避難行動はできる限り、2人以上でさせる。
 - ・ ペット同伴避難や分離避難を考えて備える。
- など、書き出してみることに。



被災状況予測訓練を繰り返すとわかっていくこと。

- ・ 災害種別、発生日時、季節、場所、周囲の環境、家族構成、持っているもので変わる。
- ・ 早送り&巻き戻しを繰り返して、どこで何があったらどうするという選択肢を増やす。
- ・ 悩ましいこと、難しいこと、わからないこと、調べたいことは早く解決しておく。
- ・ まずは、最低限できることから始まり、最大限に何が出来るかを書き出してみる。
- ・ 行動の優先順位を予め考えておくことで、迷う時間に起こるリスクが減る。
- ・ マニュアルは最低限の覚え書きであり、その通りにしなければならないことではない。
- ・ まずは自分が助からなければ、誰も助けることが出来ない。リスクは人それぞれ違う。
- ・ どのような行動には何のリスクが生じる恐れがあるのか？洗い出しをしておく必要有。
- ・ 情報収集は、何の情報をどのように生かすのかを考えてから行うこと。
- ・ 安心と安全はリスクのコンディションが違う。安心よりも安全を選択する。
など

「早送りと巻き戻し」で状況予測を行う。

想定内を増やすことで想定外が減る。

日々、もしも、ここで何があったら、誰がどうするという具体的なイメージによる状況予測を行い、教員間で、発災後、危機回避するための選択肢を増やしておく。

また、2次災害等の「早送りと巻き戻し」を状況に応じて、繰り返し行っておくと、いざという時の行動判断の選択肢に繋がる。

借りて・生かして・還す。

過去の様々な自然災害で被災した方々の経験をお借りして、自分たちの生活や仕事にできる限り生かして、これからの災害予防や防災対策にして還すこと。

被災体験が詳細であればあるほど、その経験から学ぶことは非常に多く、また、具体的に生かされることが多い。

さまざまな被災体験を知って研究するには日々の各地の災害ニュースやYoutubeなどで、過去に起こった実際の災害映像を見ることができる。

自ら進んで「借りて・生かして・還す」を実践しよう！

本日の研修の振り返りや現状の改善点、課題について等

午後のスケジュール

1、ペット同伴避難受付 & 避難者体験

- ・受付訓練（施設前除染・第1次受付・第2次受付）
- ・ダンボールベット設営訓練、ペット同居訓練、スペース・配置を体験。
- ・グループで、ペット同伴避難者として、同居避難の課題 & 改善案を発表。

2、ペット同伴支援者訓練

- ・ケージのタイプ毎、個体の種類毎の預かり方法や飼養環境の注意事項などをケージを設営しながら体験してみる。
- ・グループで、ペット同伴支援者としての課題 & 改善案を発表。



同伴避難状況付与・対応記録票（受付訓練用）

同伴避難状況付与・対応記録票

No.	1		
付与先	グループ1	記録者	
動物種		対応種別	受付・救急・救助・転送
飼い主（女性1名）：住居床上浸水により自宅水没、怪我なし 飼養動物：柴犬9才、オス、鑑札有り、未去勢、マイクロチップ有り、 社会的、狂犬病ワクチン接種済み、ノミダニチェック駆除済み、 首輪・ハーネス・リード有り。			
【各種対応・確認・検討事項】			



■ [↓ワードファイルダウンロード](https://petsaver.jp/docx/aesa.docx)
<https://petsaver.jp/docx/aesa.docx>

■ [↓PDFファイルダウンロード](https://petsaver.jp/PDF/aesa.pdf)
Accompanied Evacuation Status Assignment and
Response Record Sheet
<https://petsaver.jp/PDF/aesa.pdf>



避難所運営側の仕事

- 1、受付班：入所前チェック（順番待ちの時間に入所申請書に記入してもらう）
 - ・ 飼い主と家庭動物の避難生活準備状態チェック
 - ・ 飼い主と家庭動物の衛生状態（水汚染、ノミ・ダニ）、外飼いの犬や猫
 - ・ 動物種の確認（馬や山羊、牛、ロバなどの大型動物のゾーニングなど）
- 2、受付班が、一次受付で確認し、記録し管理することは
 - ・ 飼い主の特定（各種身分証明書、住民データベース、飼い主の持病、飼養家族の連絡先等、家の被災状況）
 - ・ 犬の特定（マイクロチップ装着状態、マイクロチップ番号、鑑札や登録証、狂犬病等のワクチン接種済証、ノミやダニの駆除済証、感染症、掛かり付け動物病院のカルテ番号等）
 - ・ 犬の避難準備状態の確認（首輪、リードやハーネス、ケージ、マナーパンツ、フード、水、食器、ブラシ、アレルギー、療法食の有無、てんかんや心臓病、糖尿病など持病の有無、残薬管理状態などの確認など）
 - ・ 犬の性格等（噛みつき癖、パニックアタック、吠え癖、逸走癖、攻撃性向）
 - ・ 猫の特定（マイクロチップ装着状態、マイクロチップ番号、鑑札や登録証、ワクチン接種、ノミやダニの駆除済証、感染症等、掛かり付け動物病院のカルテ番号等）
 - ・ エキゾチックアニマル（毒性、違法性、マイクロチップ装着状態、マイクロチップ番号、ワクチン接種、ノミやダニの駆除済証、感染症等、掛かり付け動物病院のカルテ番号等）※フェレットは狂犬病等のワクチン接種済証確認。
など。

避難所運営側の仕事

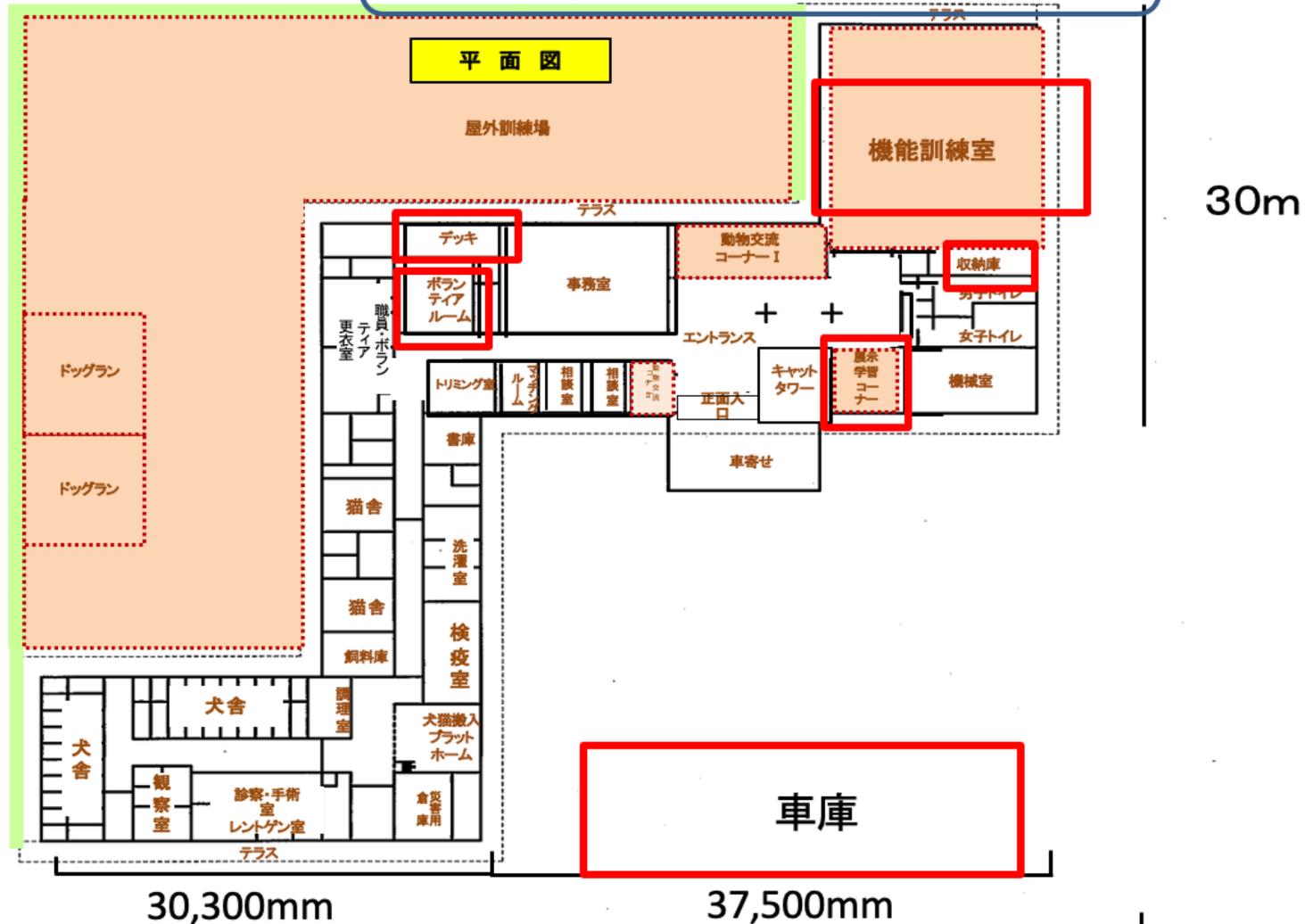
- 3、受付班：**二次受付で相談に応じ、記録し管理することは
 - ・避難途上で保護した動物対応、迷子ペット対応支援
 - ・飼い主やペットが入院、亡くなった場合の対応支援
 - ・飼い主が避難所から通勤や通学、出張するなど飼養支援が必要な場合
 - ・家庭動物が寝たきりなど、介助や介護支援が必要な状態
 - ・家庭動物が迷子になった飼い主への対応
 - ・避難生活の継続的な支援（ペットに必要な飲食料、各種支援情報提供）
- 4、環境衛生班：**放置排泄物や建物内外のマーキング、避難所内や車内避難者配慮を巡回してチェックし、記録する。写メや動画で撮影も。
- 5、苦情対策班：**ペットのいない避難者からの苦情や意見に法的根拠を元に寛容な理解を行いながら答える。
- 6、医療支援班：**人の看護師と動物看護師が連携して、避難所内を巡回して、飼い主とペットの「健康と安全」を守るための医療支援を行う。獣医師への連絡や手配。
- 7、情報班：**避難者の発信や迷子ペットポスター、応援メッセージなどの掲示板やWEBページ、SNS管理。
- 8、総括班：**避難者数、動物毎の種類や頭数、負傷した飼い主やペットの数等の把握や県への報告データ整理、避難所全体の状況把握、各班の応援要請など。

動物愛護センター「ワンニャピアあきた」 平面概略図

○延床面積 1,496.74㎡
○躯体 木造平屋

□ 訓練の実施予定場所

※展示学習コーナーは部屋ではなくエントランスホールとの隔壁はない。デッキも屋外で屋根はあるが隔壁なし



ご清聴ありがとうございました。

この講演資料のダウンロードはこちら→<https://irescue.jp/PDF/AKITA2023.pdf>

●防犯・危機管理

G4S 警備会社 セキュリティーコンサルタント
テイケイ株式会社 警備員指導講師
東京ビルディング協会 テロ対策特別講師
など



●防災・災害対応

(特非) ジャパンハート国際緊急救援事業顧問
(一財) 消防科学防災センター指導員
(株) FCR 鉄道人的災害特別指導官
(株) レスキュープラス 上級災害特別指導官
など

一般社団法人 日本防災教育訓練センター
サニー カミヤ



<https://irescue.jp>
03-6432-1171
info@irescue.jp

